

雑紙回収袋を配布します



「雑紙」は、プリント類、封筒・はがき、トイレトペーパーの芯、カレンダー、菓子箱などのリサイクルできる紙のうち、新聞・ダンボール・雑誌・紙パック以外の紙類のことです。この「雑紙」をためて、直接集積所に出すことができる「雑紙回収袋」を作成しました。

阿見町の燃えるごみのうち、40%強が紙類・布類です。この雑紙回収袋を使って、ごみの減量化、ごみの資源化にご協力ください。

○ 資源になる紙(雑紙)【例】



プリント類、
コピー用紙など



封筒(ビニールは取る)、
はがき・ダイレクト
メールなど
(圧着はがきは除く)



トイレト
ペーパーの芯



カレンダー



食品・お菓子の箱、
ティッシュペーパーの
箱など
(ビニールは取る)



紙類・包装紙
(持ち手が紙以外の
場合は取る)

○「雑紙」の出し方

配布した「雑紙回収袋」か、
ご自宅にある紙袋に「雑紙」と
大きく書いてください

「雑紙」を、
雑紙回収袋に
ためてください

雑紙がたまったらひもで縛って
資源ごみ(紙類・布類)の日に
集積所に出してください

※袋に入れず
雑紙だけまとめて
ひもで縛っても
集積所に出せます



※新聞、ダンボール、紙パック、
雑誌は入れないでください



× 資源にならない紙(もえるごみ)【例】



おむつ



食品残留物のついた紙
汚れた紙



カーボン紙(宅急便の伝票など)
感熱紙(レシートなど)



洗剤箱や
においのついた紙

「燃えるごみ」
として出して
ください

阿見町統一指定袋

燃えるごみ専用

[45ℓ]
[30ℓ]
[20ℓ]

資源ごみ(紙類)については、
阿見町役場ホームページをご覧ください。

<https://www.town.ami.lg.jp/0000009919.html>

阿見町ホームページ
資源ごみ(紙類・布類)
「雑紙について」参照



阿見町役場
町民生活部廃棄物対策課
(阿見町霞クリーンセンター)

茨城県稲敷郡阿見町追原 2731-2
☎ 029-889-0091 FAX 029-889-2784